

「世界遺産富士山」経過観察実施要領

1 趣旨

この要領は、富士山包括的保存管理計画第10章経過観察の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

2 観察指標一覧

(1) 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体	
開発・都市基盤施設の整備による影響	1. 都市基盤施設の整備による影響	a)電線の地中化延長	電線の地中化の延長状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県
環境変化	2. 酸性雨	b)大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄・窒素酸化物)	大気の常時監視を行い、大気中の二酸化硫黄、窒素酸化物含有量を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
	3. 気候温暖化	c)植生調査	1m×10mの永久方形枠に1m×1mのサブコドラート10個を設け、出現種、植被率等を記録する。	およそ5年	環境省
		d)森林限界の変動	森林限界線に地点を定め、その位置の時間的な変化を観測する。また、航空写真を用いて時間的な変化を観測する。	およそ5年	試験研究機関
		e)気温の経年変化	大気の常時監視を行い、気温の変化を観測する。	毎年	気象庁
	4. 野生動物及び病虫による影響	f)森林の病虫獣害による被害面積	森林における病虫獣害による被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
自然災害	5. 噴火	g)火山活動の観測	地震計、傾斜計、GPS等による火山活動の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関

	6. 土砂災害	h)土砂災害・崩壊地形の調査	航空測量等により大沢崩れ周辺ほかの地形測量を行い、土砂災害・崩壊地形の調査を行う。	随時	国土交通省
	7. 地震	i)前兆現象の観測	地震計、体積歪計、傾斜計等による前兆現象の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関
	8. 自然災害による建造物等や景観への影響	j)文化財き損届件数	文化財のき損届の件数による被害の把握を行う。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
		k)森林の風水害被害面積	風水害による森林の被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
	9. 火災による景観への影響	l)森林の火災被害面積	森林における火災による被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
来訪者及び観光による影響	10. 来訪者増加による建造物等や景観への影響	m)主要地点への来訪者数	主要地点への来訪者数を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町
		l)五合目への来訪者数	各登山道の五合目への来訪者数を把握する。	毎年	山梨県 市町
		o)登山者数(八合目以上)	各登山道の八合目以上への来訪者数を把握する。	毎年	環境省
		p)自動車数	富士スバルライン、富士山スカイライン、ふじあざみラインにおける自動車数を把握する。	毎年	山梨県 静岡県

(2)「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
各構成資産	1. 建造物における火災	a)防災設備の点検状況	毎年	所有者 管理団体
	2. 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の劣化	b)建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の保全状況	毎年	山梨県 静岡県

	3. 湖沼・湧水の水質	c)水質	湖沼（富士五湖）・湧水（忍野八海）の水質（PH、COD、有害物質等）測定を行う。	毎年	山梨県 町村
展望景観	4. 景観変化	d)定点観測地点からの展望景観の変化	別途定める定点観測地点において、視界に入り込む阻害要因について把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村

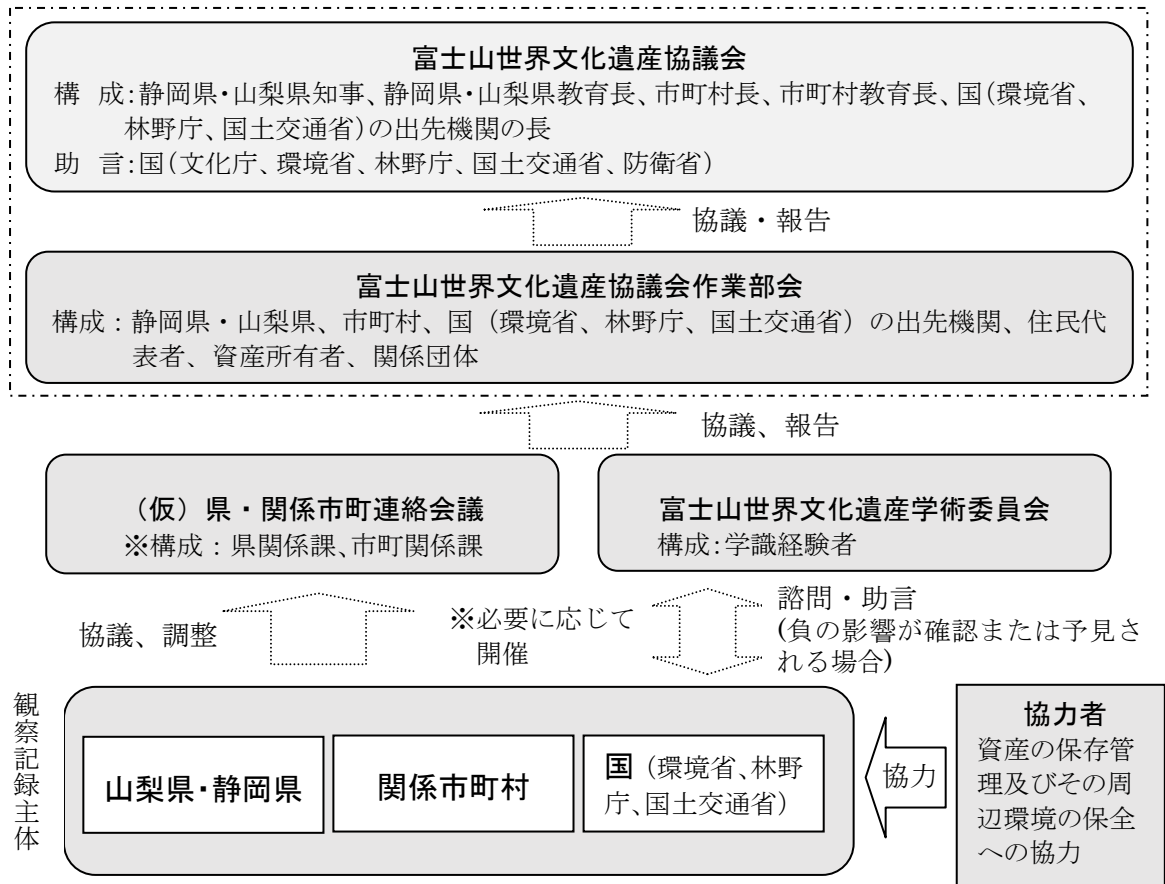
(3) 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標一覧表

観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録組織
a) 富士山に関する研修会等実施状況	富士山に関する様々な研修会・セミナーへの参加者数等を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
b) 環境保全活動の実施状況	富士山に関する環境保全活動への参加者数等を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
c) 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況	富士山信仰に関わる主な宗教行事の実施回数、参加人数等を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
d) パンフレット・ホームページによる情報提供数	パンフレット類及びホームページによる世界遺産富士山の顕著な普遍的価値及び保全に関する情報提供の状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
e) 顕著な普遍的価値に関する理解の状況	富士山の顕著な普遍的価値に関する来訪者の認知・理解度を測定する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村

3 経過観察体制及び流れ

観察記録主体が観察・記録した結果を評価・分析する体制は以下のとおりとする。

(1) 経過観察体制図

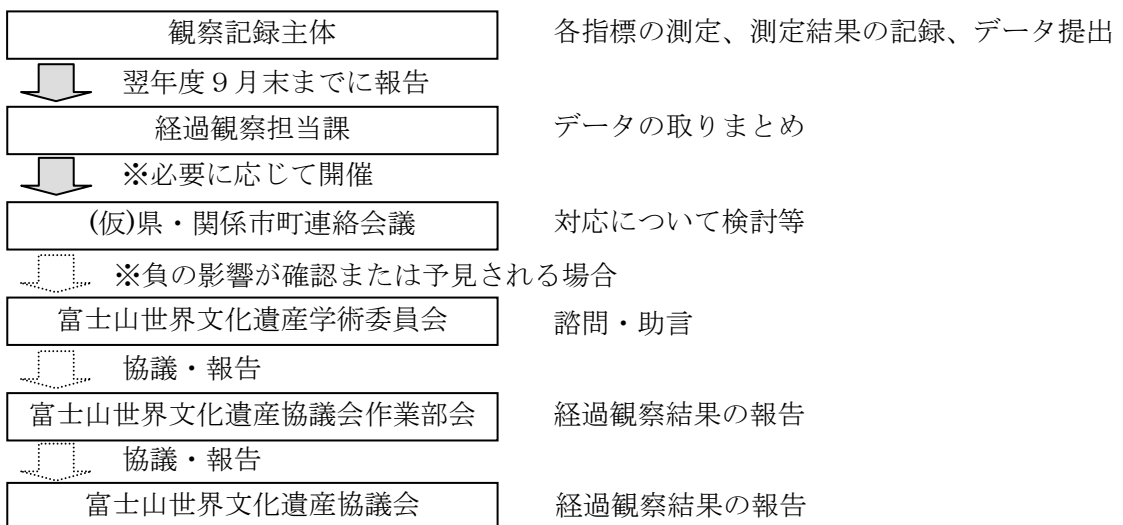


(2) 経過観察の基本的事項及び流れ

ア 測定期間の単位

年度(4月～3月)とする。なお、暦年(1月～12月)で計測している指標は暦年とする(特定時期のみを計測する指標は除く)。

イ 経過観察の流れ



※上記のほか、負の影響が確認または予測される場合は随時報告

4 用語の整理

(1) 観察記録主体

資産等の現状を実際に測定・記録する主体

5 各指標の経過観察の方法

(1) 資産及び周辺環境の保護

ア 開発・都市基盤施設の整備による影響

1. 都市基盤施設の整備による影響

a) 電線の地中化延長

観察記録主体	国、山梨県、静岡県、市町村	
測定周期	毎年	
測定内容 ・手法	電線の地中化の延長状況について把握する。 ①調査範囲（箇所）	
	山梨県	◆富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町の行政区域内 ◆身延町の行政区域内の内、世界遺産富士山の構成資産及び緩衝地帯の範囲
	静岡県	静岡市（三保松原周辺）、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町
	②測定項目 前年度からの延長状況（km）	
	③様式 第1号（延長箇所が分かる図面等を添付）	
	④備考 ・富士山を守る指標（富士山環境保全指標）における「電線の地中化延長」調査の一部を兼ねるものとする	
照会先	山梨県（道路管理課）、静岡県（道路企画課）	

イ 環境変化

2. 酸性雨

b) 大気汚染に係る環境基準達成率（二酸化硫黄・窒素酸化物）

観察記録主体	山梨県、静岡県	
測定周期	毎年	
測定内容 ・手法	大気の常時監視を行い、大気中の二酸化硫黄・窒素酸化物含有量を測定する。 ①調査範囲（箇所）	
	山梨県	一般環境大気測定局：吉田局
	静岡県	一般環境大気測定局：富士宮市立山宮小学校、富士市立大淵中学校、裾野市民文化センター、御殿場市役所、静岡市立三保第一小学校
	②測定項目 年平均値（ppm）、日平均値の2%除外値（ppm）、長期的評価による環境基準の適否	

	③様式 第2号 ④備考 ・大気汚染状況の常時監視結果（山梨県）から上記②測定項目を報告
照会先	山梨県（大気水質保全課）、静岡県（生活環境課）

3. 気候温暖化

C) 植生調査

観察記録 主体	環境省
測定周期	およそ5年
測定内容 ・手法	① 1m×10mの永久方形枠（プロット）に1m×1mのサブコドラート10個を設け、出現種、被植率等を記録する。調査範囲（箇所） モニタリングサイト1000 高山帯調査 富士山サイトにおいて設定された各プロット ②測定項目 モニタリングサイト1000 高山帯調査 富士山サイトにおいて設定された調査項目 ③様式 モニタリングサイト1000の報告様式による ④備考 ・モニタリングサイト1000 高山帯調査 富士山サイトによる
照会先	環境省（生物多様性センター）

d) 森林限界の変動

観察記録 主体	試験研究機関
測定周期	およそ5年
測定内容 ・手法	森林限界線に地点を定め、その位置の時間的変化を観測する。また、航空写真を用いて時間的変化を観測する。 ① 測定項目 備考
照会先	試験研究機関

e) 気温の経年変化

観察記録 主体	気象庁
測定周期	毎年
測定内容 ・手法	大気の常時監視を行い、気温の変化を観測する。 ①調査範囲（箇所） 富士山 ②測定項目 最高気温、最低気温、平均気温（日平均、日最高、日最低） ③様式 第3号 ④備考

	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁データによる <p>※気象庁ホームページ>各種データ・資料>過去の気象データ検索 (http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php) ページで 1)地点「静岡県富士山」を選択、2)年月日「対象年」を選択、3)データの種類「年ごとの値を表示」を選択し、上記②測定項目を把握</p>
照会先	—

4. 野生動物及び病虫による影響

f) 森林の病虫獣害による被害面積

観察記録主体	林野庁、山梨県、静岡県、市町村				
測定周期	毎年				
測定内容 ・手法	<p>森林における病虫獣害による被害面積の把握を行う。</p> <p>①調査範囲（箇所）</p> <table border="1"> <tr> <td>山梨県</td> <td>富士・東部林務環境事務所管内</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>林野庁所管国有林 国有林以外：富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市</td> </tr> </table> <p>②測定項目 病虫獣害による被害面積</p> <p>③様式 第4号</p> <p>④備考 <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県林業統計書（林野被害の項）から上記②測定項目を報告 ・なお、構成資産・緩衝地帯・保全管理区域における被害面積は報告された面積の内数 </p>	山梨県	富士・東部林務環境事務所管内	静岡県	林野庁所管国有林 国有林以外：富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市
山梨県	富士・東部林務環境事務所管内				
静岡県	林野庁所管国有林 国有林以外：富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市				
照会先	林野庁（国有林：山梨森林管理事務所、静岡森林管理署） 山梨県（森林整備課、県有林課）、静岡県（国有林以外：森林整備課）				

ウ 自然災害

5. 噴火

g) 火山活動の観測

観察記録主体	気象庁
測定周期	随時
測定内容 ・手法	<p>地震計、傾斜計、GNSS等による火山活動の観測を行う。</p> <p>①調査範囲（箇所） 富士山の火山活動観測点が設置されている範囲</p> <p>②測定項目 火山の活動状況</p> <p>③様式 気象庁発表資料のとおり</p> <p>④備考 <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁発表資料による </p>

	<p>※気象庁ホームページ>各種データ・資料>各火山の活動状況 (http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/volcano.html) ページ内、各火山の情報・資料発表状況において随時発表される 1)噴火・警戒予報、2)火山の状況に関する解説情報、3)火山活動 解説資料により状況を把握</p>
照会先	—

6. 土砂災害

h) 土砂災害・崩壊地形の調査

観察記録 主体	国土交通省
測定周期	随時
測定内容 ・手法	<p>航空測量等により大沢崩れ周辺ほかの地形測量等を行い、土砂災害・崩 壊地形の調査を行う。</p> <p>①調査範囲（箇所） 大沢崩れ</p> <p>②測定項目 土砂流出量（千m³）</p> <p>③様式 第5号</p> <p>④備考 国土交通省データによる</p>
照会先	国土交通省（中部地方整備局富士砂防事務所）

7. 地震

i) 前兆現象の観測

観察記録 主体	気象庁
測定周期	随時
測定内容 ・手法	<p>地震計、体積歪計、傾斜計等による前兆現象の観測を行う。</p> <p>①調査範囲（箇所） 東海地域の地震・地殻変動の観測網の範囲</p> <p>②測定項目 地震の前兆現象</p> <p>③様式 気象庁発表資料による</p> <p>④備考 ・気象庁から発表される 1)東海地震予知情報、2)東海地震注意情報 により状況を把握</p>
照会先	—

8. 自然災害による建造物等や景観への影響

j) 文化財き損届件数

観察記録 主体	山梨県、静岡県、市町村、文化財所有者・管理団体
------------	-------------------------

測定周期	毎年
測定内容 ・手法	文化財のき損届の件数による被害の把握を行う。 ①調査範囲（箇所） 構成資産内に所在する指定文化財 ②測定項目 受理件数、被害状況、事後対応の状況 ③様式 第6号（写真等被害状況が分かる資料及び対応状況が分かる資料を添付） ④備考 ・文化財き損届から上記②測定項目を報告
照会先	山梨県（学術文化財課）、静岡県（文化財保護課）

k) 森林の風水害被害面積

観察記録 主体	林野庁、山梨県、静岡県、市町村				
測定周期	毎年				
測定内容 ・手法	風水害による森林の被害面積の把握を行う。 ①調査範囲（箇所） <table border="1" data-bbox="459 878 1374 1077"> <tr> <td>山梨県</td> <td>富士・東部林務環境事務所管内</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>林野庁所管国有林 国有林以外：富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市</td> </tr> </table> ②測定項目 風害・水害による被害面積 ③様式 第7号 ④備考 ・山梨県林業統計書（林野被害の項）から上記②測定項目を報告 ・なお、構成資産・緩衝地帯・保全管理区域における被害面積は報告された面積の内数	山梨県	富士・東部林務環境事務所管内	静岡県	林野庁所管国有林 国有林以外：富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市
山梨県	富士・東部林務環境事務所管内				
静岡県	林野庁所管国有林 国有林以外：富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市				
照会先	林野庁（国有林：山梨森林管理事務所、静岡森林管理署） 山梨県（森林整備課、県有林課）、静岡県（国有林以外：森林整備課）				

9. 火災による景観への影響

1) 森林の火災被害面積

観察記録 主体	林野庁、山梨県、静岡県、市町村				
測定周期	毎年				
測定内容 ・手法	森林における火災による被害面積の把握を行う。 ①調査範囲（箇所） <table border="1" data-bbox="459 1805 1374 2004"> <tr> <td>山梨県</td> <td>富士・東部林務環境事務所管内</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>林野庁所管国有林 国有林以外：富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市</td> </tr> </table> ②測定項目	山梨県	富士・東部林務環境事務所管内	静岡県	林野庁所管国有林 国有林以外：富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市
山梨県	富士・東部林務環境事務所管内				
静岡県	林野庁所管国有林 国有林以外：富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市				

	火災による被害面積 ③様式 第8号 ④備考 ・山梨県林業統計書（林野被害の項）から上記②測定項目を報告 ・なお、構成資産・緩衝地帯・保全管理区域における被害面積は報告された面積の内数
照会先	林野庁（国有林：山梨森林管理事務所、静岡森林管理署） 山梨県（森林整備課、県有林課）、静岡県（国有林以外：森林整備課）

エ 来訪者及び観光による影響

10. 来訪者増加による建造物等や景観への影響

m) 主要地点への来訪者数

観察記録主体	山梨県、富士宮市観光協会、静岡市				
測定周期	毎年				
測定内容・手法	主要地点への来訪者数を把握する。 ①調査範囲（箇所） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>山梨県</td> <td>西湖・精進湖・本栖湖周辺、山中湖・忍野八海周辺、富士吉田・河口湖・三つ峠周辺</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>富士山本宮浅間大社周辺、白糸ノ滝、三保松原</td> </tr> </table> ②測定項目 年間の来訪者数 ③様式 第9号 ④備考 ・山梨県観光入込客統計調査報告書（小圏域別・月別一覧表（実人数））から上記②測定項目を報告	山梨県	西湖・精進湖・本栖湖周辺、山中湖・忍野八海周辺、富士吉田・河口湖・三つ峠周辺	静岡県	富士山本宮浅間大社周辺、白糸ノ滝、三保松原
山梨県	西湖・精進湖・本栖湖周辺、山中湖・忍野八海周辺、富士吉田・河口湖・三つ峠周辺				
静岡県	富士山本宮浅間大社周辺、白糸ノ滝、三保松原				
照会先	山梨県（観光企画・ブランド推進課）、静岡市、富士宮市				

n) 五合目への来訪者数

観察記録主体	山梨県、富士宮市観光協会、御殿場市、小山町				
測定周期	毎年				
測定内容・手法	各登山道の五合目への来訪者数を把握する。 ①調査範囲（箇所） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>山梨県</td> <td>吉田口登山道（富士スバルライン）</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>現在の富士宮口登山道、現在の御殿場口登山道、須走口登山道</td> </tr> </table> ②測定項目 7・8月における各登山口五合目の来訪者数 ③様式 第10号 ④備考 ・山梨県観光入込客統計調査報告書（小圏域別・月別一覧表（実人数）、富士山五合目）から上記②測定項目を報告	山梨県	吉田口登山道（富士スバルライン）	静岡県	現在の富士宮口登山道、現在の御殿場口登山道、須走口登山道
山梨県	吉田口登山道（富士スバルライン）				
静岡県	現在の富士宮口登山道、現在の御殿場口登山道、須走口登山道				

照会先	山梨県（観光企画・ブランド推進課）、富士宮市、御殿場市、小山町教育委員会
-----	--------------------------------------

o) 登山者数（八合目以上）

観察記録主体	環境省				
測定周期	毎年				
測定内容 ・手法	各登山道の八合目以上への来訪者数を把握する。 ①調査範囲（箇所） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">山梨県</td> <td>吉田口登山道</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>現在の富士宮口登山道、現在の御殿場口登山道、須走口登山道</td> </tr> </table> ②測定項目 7・8月における各登山口八合目の来訪者数 ③様式 第11号 ④備考 ・各登山道八合目赤外線カウンター（環境省設置）データによる	山梨県	吉田口登山道	静岡県	現在の富士宮口登山道、現在の御殿場口登山道、須走口登山道
山梨県	吉田口登山道				
静岡県	現在の富士宮口登山道、現在の御殿場口登山道、須走口登山道				
照会先	環境省箱根自然環境事務所				

p) 自動車数

観察記録主体	山梨県、静岡県				
測定周期	毎年				
測定内容 ・手法	富士スバルライン、富士山スカイライン、ふじあざみラインにおける自動車数を把握する。 ①調査範囲（箇所） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">山梨県</td> <td>富士スバルライン</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>富士山スカイライン、ふじあざみライン</td> </tr> </table> ②測定項目 マイカー規制期間及び下記項目 富士スバルライン：通行可能期間・日数、利用台数（「上り+下り」を1台とする）及びマイカー規制期間中の北麓駐車場入込台数 富士山スカイライン：通行可能期間・日数及び片道通行台数、マイカー規制中のシャトルバス乗換駐車場入込台数 ふじあざみライン：通行可能期間・日数及び片道通行台数、マイカー規制中のシャトルバス乗換駐車場入込台数 ③様式 第12号 ④備考 ・山梨県道路公社発表資料から上記②測定項目を報告	山梨県	富士スバルライン	静岡県	富士山スカイライン、ふじあざみライン
山梨県	富士スバルライン				
静岡県	富士山スカイライン、ふじあざみライン				
照会先	山梨県（道路整備課（道路公社））、静岡県（道路企画課）				

(2) 各構成資産及び構成要素の保護

ア 各構成資産

1. 建造物における火災

a) 防災設備の点検状況

観察記録 主体	文化財所有者・管理団体、山梨県、静岡県				
測定周期	毎年				
測定内容 ・手法	<p>建造物における防災設備の点検を行う。</p> <p>①調査範囲（箇所）</p> <table border="1"> <tr> <td>山梨県</td> <td>北口本宮富士浅間神社（本殿、東宮本殿、西宮本殿）、河口浅間神社、富士御室浅間神社（本殿）、旧外川家住宅、小佐野家住宅（主屋、蔵）</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社（籠屋）、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社（須走浅間神社）、人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）、三保松原（御穂神社）</td> </tr> </table> <p>②測定項目 防災設備の状態</p> <p>③様式 第13号</p> <p>④備考 ・北口本宮富士浅間神社、富士御室浅間神社、小佐野家住宅、富士山本宮浅間大社については、防災設備点検に係る補助金実績報告書から上記②測定項目を報告 ・旧外川家住宅、河口浅間神社は●●から上記②測定項目を報告</p>	山梨県	北口本宮富士浅間神社（本殿、東宮本殿、西宮本殿）、河口浅間神社、富士御室浅間神社（本殿）、旧外川家住宅、小佐野家住宅（主屋、蔵）	静岡県	富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社（籠屋）、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社（須走浅間神社）、人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）、三保松原（御穂神社）
山梨県	北口本宮富士浅間神社（本殿、東宮本殿、西宮本殿）、河口浅間神社、富士御室浅間神社（本殿）、旧外川家住宅、小佐野家住宅（主屋、蔵）				
静岡県	富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社（籠屋）、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社（須走浅間神社）、人穴富士講遺跡（人穴浅間神社）、三保松原（御穂神社）				
照会先	山梨県（学術文化財課）、静岡県（文化財保護課）				

2. 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の劣化

b) 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の保全状況

観察記録 主体	山梨県、静岡県				
測定周期	毎年				
測定内容 ・手法	<p>建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の巡視を行う。</p> <p>①調査範囲（箇所）</p> <table border="1"> <tr> <td>山梨県</td> <td>以下の構成資産・構成要素内に所在する指定文化財 北口本宮富士浅間神社、西湖、精進湖、本栖湖、河口浅間神社、富士御室浅間神社、御師住宅（旧外川家住宅、小佐野家住宅）、山中湖、河口湖、忍野八海、船津胎内樹型、吉田胎内樹型、吉田口登山道</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社（須走浅間神社）、人穴富士講遺跡、白糸ノ滝、三保松原、現在の富士宮口登山道、現在の御殿場口登山道、須走口登山道</td> </tr> </table> <p>②測定項目 保全状況（良好か否か、否の場合の状況）</p> <p>③様式 第14号</p> <p>④備考 ・指定文化財等巡視報告書等から上記②測定項目を報告</p>	山梨県	以下の構成資産・構成要素内に所在する指定文化財 北口本宮富士浅間神社、西湖、精進湖、本栖湖、河口浅間神社、富士御室浅間神社、御師住宅（旧外川家住宅、小佐野家住宅）、山中湖、河口湖、忍野八海、船津胎内樹型、吉田胎内樹型、吉田口登山道	静岡県	富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社（須走浅間神社）、人穴富士講遺跡、白糸ノ滝、三保松原、現在の富士宮口登山道、現在の御殿場口登山道、須走口登山道
山梨県	以下の構成資産・構成要素内に所在する指定文化財 北口本宮富士浅間神社、西湖、精進湖、本栖湖、河口浅間神社、富士御室浅間神社、御師住宅（旧外川家住宅、小佐野家住宅）、山中湖、河口湖、忍野八海、船津胎内樹型、吉田胎内樹型、吉田口登山道				
静岡県	富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社（須走浅間神社）、人穴富士講遺跡、白糸ノ滝、三保松原、現在の富士宮口登山道、現在の御殿場口登山道、須走口登山道				
照会先	山梨県（学術文化財課）、静岡県（文化財保護課）				

3. 湖沼・湧水の水質

c) 水質

観察記録 主体	山梨県、忍野村		
測定周期	毎年		
測定内容 ・手法	湖沼（富士五湖）・湧水（忍野八海）の水質（PH、COD、有害物質等）測定を行う。 ①調査範囲（箇所） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>山梨県</td> <td>富士五湖、忍野八海</td> </tr> </table> ②測定項目 CODの75%値、健康項目26項目 ③様式 第15号 ④備考 <ul style="list-style-type: none"> ・富士五湖については、水質常時監視結果から上記②測定項目を報告 ・忍野八海については、●●から上記②測定項目を報告 	山梨県	富士五湖、忍野八海
山梨県	富士五湖、忍野八海		
照会先	山梨県（大気水質保全課）、忍野村（環境課）		

イ 展望景観

4. 景観変化

d) 定点観測地点からの展望景観の変化

観察記録 主体	富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町
測定周期	毎年
測定内容 ・手法	別途定める定点観測地点において、視界に入り込む阻害要因について把握する。 ①調査範囲 別添の図面による。 ②測定項目 視点場からの景観 ③様式 第16号 ④備考 <ul style="list-style-type: none"> ・測定の詳細は別途作成するマニュアルを参照 ・調査範囲及びマニュアルは、前年度の経過観察の実施状況や景観変化の状況により変更し得る
照会先	山梨県、富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 静岡市、富士宮市教育委員会、富士市、御殿場市、裾野市教育委員会、小山町教育委員会

(3) 顕著な普遍的価値の伝達

a) 富士山に関する研修会等実施状況

観察記録 主体	山梨県企画課（富士山科学研究所）、観光資源課 静岡県、市町村、恩賜林組合
------------	---

測定周期	毎年
測定内容 ・手法	<p>世界遺産富士山の顕著な普遍的価値の伝達又は富士山の環境教育に関する行事（講座、講演会、学習会、野外観察、調査・測定）の実施状況を把握する。</p> <p>①調査範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の条件を全て満たす行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町の行政区域内で実施する行事であること ◆国・県・市町村・恩賜林組合の機関又はふじさんネットワークに登録している団体が実施する行事であること ◆世界遺産富士山の顕著な普遍的価値の伝達又は富士山の環境教育に係る内容であること ◆講座、講演会、学習会、野外観察、調査・測定のいずれかに該当すること ◆行政関係者以外も参加していること </div> <p>②測定項目 開催年月日、行事名称、参加人数、概要</p> <p>③様式 第17号（②の測定項目が分かる資料であれば、その写しでも可）</p> <p>④備考 ・富士山を守る指標（富士山環境保全指標）における「富士山環境教育参加者数」調査の一部を兼ねるものとする</p>
照会先	<p>山梨県企画課（富士山科学研究所）、観光資源課）、富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 静岡県（環境ふれあい課、自然保護課）、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町</p>

b) 環境保全活動の実施状況

区分	構成資産、緩衝地帯等
観察記録 主体	山梨県、静岡県、市町村、恩賜林組合
測定周期	毎年
測定内容 ・手法	<p>富士山の環境保全活動に関する行事（森林整備及び美化清掃活動）の実施状況を把握する。</p> <p>①調査範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の条件を全て満たす行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町の行政区域内で実施する行事であること ◆国・県・市町村・恩賜林組合の機関又はふじさんネットワークに登録している団体が実施又は把握する行事であること ◆森林整備又は美化清掃活動のいずれかに該当する内容であること <p>【森林整備とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然林復元のための広葉樹植栽または伐採後の再造林す </div>

	<p>るための針葉樹植栽、その他植生の植え付けを面的に実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いの修景植栽などは含めない ・植栽後の管理・育林を含む <p>【美化清掃活動とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山五合目より標高の高い地域及び富士五湖地域で実施した美化清掃活動 <p>◆行政関係者以外も参加していること</p>
	<p>②測定項目 開催年月日、行事名称、参加人数、概要</p> <p>③様式 第18号</p> <p>④備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山を守る指標（富士山環境保全指標）における「富士山環境保全活動参加者数」調査の一部を兼ねるものとする ・山梨県においては、次の活動内容を報告するものとする <ol style="list-style-type: none"> 1) 「緑の募金事業実績報告書」内の植樹等森林整備活動及び湖畔・河川の清掃活動 2) 「地域の森づくり活動支援事業費補助金事業実績報告書」、「やまなしの森づくり・CO2吸収認証実績報告書」内のボランティア等の参加が確認できるもの 3) 富士山及び山麓地域環境美化活動状況
照会先	<p>山梨県（みどり自然課（緑化推進機構）、県有林課、観光資源課）、富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 静岡県（環境ふれあい課、自然保護課）、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町</p>

c) 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況

区分	構成資産		
観察記録主体	富士河口湖町、富士吉田市、富士宮市、裾野市、小山町		
測定周期	毎年		
測定内容・手法	富士山信仰に関わる主な宗教行事の実施回数、参加人数等を把握する。		
	①調査範囲（箇所）		
	構成資産名称	行事名	記録主体
山梨県	河口浅間神社	例大祭	富士河口湖町
		太々御神楽祭	
	北口本宮富士浅間神社	夏越大祓式・開山前夜祭	富士吉田市
開山祭			
鎮火祭			
静岡県	富士山本宮浅間大社	初申祭	富士宮市
		開山祭	
		閉山祭	
		富士山山頂奥宮開山祭	
		富士山山頂奥宮閉山祭	

	村山浅間神社	例祭	富士宮市
		開山祭	
	須山浅間神社	閉山祭	裾野市
		開山式	
	富士浅間神社	閉山式	小山町
		開山式	
②測定項目 行事の実施主体、開催年月日、参加人数、見学人数、行事内容、伝承状況 ③様式 第19号 ④備考 ・測定項目（様式第19号）は、前年度の回答の状況により変更し得			
照会先	山梨県、富士河口湖町、富士吉田市、静岡県、富士宮市教育委員会、裾野市教育委員会、小山町教育委員会		

d) パンフレット・ホームページによる情報提供数

区分	構成資産、緩衝地帯等
観察記録主体	山梨県、静岡県
測定周期	毎年
測定内容・手法	パンフレット類及びホームページによる世界遺産富士山の顕著な普遍的価値及び保全に関する情報提供の回数・状況について把握する。 （観光パンフレットは除く。） ①調査範囲 各県、市町村が発行するパンフレット等の出版物及びホームページ ②測定項目 パンフレット等の出版物の名称・作成（改訂）主体・規格及び頁数・発行部数・言語・（改訂）概要及びホームページの名称・概要・アドレス・更新回数・アクセス数 ③様式 第20号 ④備考 ・各年度末時点において提供できる状況にあるものを測定する
照会先	山梨県、富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡県、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

e) 顕著な普遍的価値に関する理解の状況

区分	構成資産、緩衝地帯等
観察記録主体	山梨県、静岡県、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町
測定周期	毎年

測定内容 ・手法	資産及び周辺施設において、来訪者に対するアンケート調査を実施し、来訪の目的等を把握する。				
	①調査範囲（箇所）				
		種 類	調査地点	所在地	
山梨県	構成資産		北口本宮富士浅間神社	富士吉田市	
			山中湖	山中湖村	
			忍野八海	忍野村	
	周辺施設（交通の要所や情報発信拠点等）		道の駅富士吉田	富士吉田市	
			道の駅なるさわ	鳴沢村	
			富士急行河口湖駅	富士河口湖町	
	拠点施設等		富士スバルライン五合目	富士吉田市・鳴沢村	
			富士ビジターセンター	富士河口湖町	
	静岡県	構成資産		富士山本宮浅間大社	富士宮市
				山宮浅間神社	富士宮市
			村山浅間神社	富士宮市	
			須山浅間神社	裾野市	
			富士浅間神社（須走浅間神社）	小山町	
			人穴富士講遺跡	富士宮市	
			白糸ノ滝	富士宮市	
			三保松原	静岡市	
周辺施設（交通の要所や情報発信拠点等）		調査地点は市町で決定。 ※構成資産・拠点施設等の2箇所程度で実施。		富士市	
				富士宮市	
拠点施設等		御殿場市			
		小山町			
	②測定項目 富士山の顕著な普遍的価値の理解状況、情報提供手法の評価、構成資産のつながりに関する理解の状況				
	③様式 第21号				
	④備考 ・別途作成する調査票による ・調査箇所及び測定項目（調査票）は、前年度の回答の状況や施設の改廃により変更し得る				
照会先	山梨県、静岡市、富士宮市、富士宮市教育委員会、富士市、御殿場市、裾野市教育委員会、小山町教育委員会				

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。